



## 西ドイツ労働組合運動の復活

—西ドイツにおける労働組合の再建過程(1)—

久 本 憲 夫

### はじめに

小論で、私は第二次世界大戦直後の西ドイツにおける労働組合再建の動きを明らかにしようと思う<sup>1)</sup>。そのさい、新たに結成すべき組合の組織形態をめぐる論争が中心をなす。

ナチスの権力掌握の反省として、ヴァイマル期におけるような組合運動の傾向組合 (Richtungsgewerkschaft) への分裂は何としても克服すべき課題であった。そして、以下に見るように第二次世界大戦後、統一組合 (Einheitsgewerkschaft) を設立するという点でほとんどすべての組合員が一致していた。しかし、この「統一組合」ということばは、実際には多様な意味で使用されていた。したがって、あらかじめ「統一組合」という用語について整理することが必要であろう<sup>2)</sup>。大きく分けて、それには広義と狭義の2つの意味がある。広義の統一組合とは、政治的対立や身分意識などによる分裂を克服し、1つの労働組合に被用者が結集する組合のことで、これはさらに狭義の統一組合と上部組織

1) 日本でこのテーマを扱ったものとしては——私の知る限りでは——花見忠『労働組合の政治的役割』未来社、1965年；野上隆「西ドイツ労働組合運動の確立過程」大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』第81巻第1号、1980年5月、102～119ページ；徳永重良「ドイツ資本主義と労働問題」戸塚秀夫・徳永重良編『現代労働問題』有斐閣、1977年、217～314ページがある。ただ、小論の時期に関して言えば、野上論文、徳永論文ともわずかに言及しているにすぎず、比較的詳細な花見氏の著作においてもドイツ各地域の組合結成活動は具体的に展開されていない。

2) Einheitsgewerkschaft という概念の多様性およびその歴史の変遷については、Gerhard Beier, Einheitsgewerkschaft. Zur Geschichte eines organisatorischen Prinzips der deutschen Arbeiterbewegung, in: *Archiv für Sozialgeschichte (=AFS)*, XIII (1973), S. 207～242. を参照せよ。

としての統一組合とに区分できる。狭義の統一組合では、労働者、職員、官吏が直接1つの組合に加入し、彼らはその中で各産業別ないし職業別グループに区分される。これに対し、上部組織としての統一組合では、労働者、職員、官吏がまずそれぞれの産業別ないし職業別組合に加入し、これらの組合が中央組織としての統一組合に団体加盟するのであり、産業別・職業別組合の自律性が強調される。なお、両者の中間的形態、つまり一応組合員は各産業別・職業別組合に加入するが、上部組織に強力で指導的な役割を認める形態が考えられる。私はこのような組合と狭義の統一組合とを一括して、集権的統一組合と呼ぶことにする。この中間的形態の組合は、その実質的内容が狭義の統一組合に近いと考えられるからである<sup>3)</sup>。

さて、具体的な組合運動を見るまえに、これを強く制約し、大きな影響力を及ぼした占領国の労働組合政策を見ることが不可欠である。したがって、小論ではまずこの問題を扱い、次いで西ドイツ各地域での具体的な組合結成の経過を見ていくことにしよう。なお、小論の考察は、連合軍がドイツ各地域を占領してから、1945年6月のベルリン宣言に基づいてドイツが各占領地区<sup>4)</sup>に分割されるまでの時期に限定される。

3) Jürgen Klein, *Vereint sind sie alles? Untersuchungen zur Entstehung von Einheitsgewerkschaften in Deutschland. Von der Weimarer Republik bis 1946/47*, Hamburg 1972. は、1945年までの議論の中で3つのモデルを検出している。つまり、(1)私の言う狭義の統一組合、(2)上部組織としての統一組合、(3)傾向組合の連合体である。この(3)は現実の組合運動の中ではほとんど問題にされなかった。その7ページを見よ。Dietmar Ross, *Gewerkschaften und soziale Demokratie—Von der Richtungs-zur Einheitsgewerkschaft, von Weimar zur Nachkriegszeit—Untersuchungen zur gewerkschaftlichen Programmatik für den Aufbau einer demokratischen Gesellschaft*, phil. Diss. Bonn 1975は、XII～XIIIで(1)私の言う集権的統一組合と(2)上部組織としての統一組合とに分けている。これに対し、Johannes Kolb, *Metallgewerkschaften in der Nachkriegszeit. Der Organisationsaufbau der Metallgewerkschaften in den drei westlichen Besatzungszonen Deutschlands*, Frankfurt am Main, 1970は、10ページで、統一組合という用語を集権的統一組合の意味に限定している。

4) Besatzungszone および Zone には一貫して、「占領地区」という用語をあてた。それは、örtlich に「地区の」という用語をあてたので両者を区別するためである。

I 連合国の労働組合政策<sup>5)</sup>

連合国のドイツ占領政策についてはかなりの意見の相違が見られ、各連合国はそれぞれの占領地域で独自の裁量に従って行動したと言ってよい。たしかに連合国はドイツの軍事的潜在力を無に帰し、外国からの援助なしに生活できる程度の工業能力しか残さないという点では一致していたが、政党や労働組合などにどのような役割を認めるのかについては必ずしも一致していなかったし、ポツダム協定も多様な解釈を可能としていたのである。労働組合に関して言えば、1945年10月に全ドイツ・レヴェルで労働組合法を作る動きがあったが、この試みはフランスの強硬な拒否に会い、挫折した<sup>6)</sup>。

占領政策の準備が最も進んでいたのはアメリカである。1944年9月に、モーゲンソー案として有名な財務省案がローズヴェルト大統領に提出される。このプランに対してはアメリカ政府内部でも強い批判が起こり、ドイツの農業国化というきびしい規定は結局受け入れられなかった。とはいえ、その影響を受けた陸海統合参謀本部 (Joint Chiefs of Staff, JCS) 指令第1067号は、他の連合国司令官の同意を得るために秘密指令として、アイゼンハワー将軍に伝えられた。この JCS 指令は結局イギリスの承認を受けることができず地域的に限定されたものとなったが、それでもアメリカ占領政策の中で決定的な役割を演じることになる<sup>7)</sup>。

1944年10月にはアーヘンはすでにアメリカ軍占領下であり、ここでアイゼン

- 
- 5) 西ドイツの占領政策を扱ったものとしては戸原四郎「西ドイツにおける戦後改革」東京大学社会科学研究所編『戦後改革2・国際環境』1974年；北村次一『戦後ドイツの政治と経済』1973年等がある。[1]では主に Eberhard Schmidt, *Die verhinderte Neuordnung 1945-1952. Zur Auseinandersetzung um die Demokratisierung der Wirtschaft in den westlichen Besatzungszonen und in der Bundesrepublik Deutschland*, Frankfurt am Main—Köln, 1970; Ross, a. a. O.; Klein, a. a. O. に依拠し、イギリスの労働組合政策に関しては, Rolf Steininger, England und die deutsche Gewerkschaftsbewegung 1945/46, in: *AFS*, XVIII (1978), S. 41-118 も参考にした。
- 6) 全ドイツ・レヴェルでの労働組合法をめぐる連合国間のやりとりについては, Steininger, a. a. O. S. 52-62 を見よ。
- 7) アメリカの占領政策については, 戸原前掲書が詳しい。

ハワーはドイツの労働運動への対処を迫られていた。彼は労働者たちの組織化を求める請願をこの時には退けたが、12月には JCS 指令第1067号に依拠して、ドイツ国民宛ての声明を発表した。その第1項で彼は次のように述べている。「ドイツの労働者は、事情が許せばただちに民主的な労働組合に結集することが許されるであろう。これらの労働組合は、ただちに解体されるドイツ労働戦線や（ナチ）党の他の組織にとって代わる。労働者の自由で経済的な結合および結集のあらゆる形態は、それらが政治的ないし軍事的傾向をとらない限りにおいて許可される」と<sup>8)</sup>。この声明は、戦後ドイツにおける自由な労働組合の結成をはっきりと認めており、労働者たちに大きな希望を抱かせた。しかし、それは「民主的な労働組合」とはどのようなものなのかの、そしてどのような観点に従って結成すべきなのかについて何ら明らかにしていなかった。さらに、地区レベルでの政治活動と地区労働組合の結成を認めた1945年8月7日の通達のなかでも、アイゼンハワーはどのような形態の労働組合を許可するかについて明らかにしなかった。ただ、アメリカ軍政府の組合担当者の多くがアメリカ労働総同盟（AFL）出身であり<sup>9)</sup>、AFL が集権的な統一組合を断固として拒否していたことを考慮するならば、軍当局ははじめから集権的な統一組合を認めるつもりがなかったと推測される<sup>10)</sup>。

8) この声明のドイツ語訳は、Klein, a. a. O., S. 153 f と U. Borsdorf u. a., *Grundlagen der Einheitsgewerkschaft*. Frankfurt am Main, 1977 に掲げられている。ここでは Klein の訳に従った。なお、これについては、Ross, a. a. O., S. 159 および *90 Jahre Industriegewerkschaft 1891 bis 1981. Vom Deutschen Metallarbeiter-Verband zur Industriegewerkschaft Metall*. Köln. 1981. S. 345 も参照のこと。

9) Matthew A. Kelly, The Reconstitution of the German Trade Union Movement. in: *Political Science Quarterly* Bd. 64 (1949) p. 24~49 の 38~39 ページの注 19; Kolb, a. a. O., S. 54 f を見よ。ただし、Siegfried Mielke, Grenzen und Motive der Einflußnahme der amerikanischen Militärregierung auf den Aufbau und die Organisationsstruktur der Gewerkschaft in der amerikanischen Besatzungszone, in: *Internationale Wissenschaftliche Korrespondenz zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung*, 14 (1978), S. 187-202 によれば、アメリカ軍政府内では AFL 系に対立する一群の進歩的な勢力が存在しており、彼らこそが徹底して事業所レベルからの労働組合の形成を主張し、集権的な統一組合に最も強硬に反対していたという。

10) とはいえ、アメリカはドイツの労働組合を占領下における協力者と位置づけていたように思われる。たとえば、アメリカ陸軍省の44年7月付け「民政ガイド」(竹前栄治「アメリカ対日労

次にイギリスの労働組合政策を見てみよう。これに関する最初のプランは、1945年3月に休戦・戦後委員会 (Armistice and Post-War Committee, APW) によって提出され、4月に経済・産業計画立案委員会 (Economic and Industrial Planning Staff) の承認をうけた。このプランを要約すれば次のようになる。(1)軍事的安全とスムーズな管理の維持とを条件として、自由な労働組合の結成を奨励する、(2)ただし、組合活動が占領軍に敵対する地下運動の隠れ蓑とならないように軍に組合活動を禁止する全権を与える<sup>11)</sup>。このような内容をもつプランも実は、連合国全体の政策として立案されたものであったが、イギリス占領地域でのみ影響をもつこととなった。

1945年8月8日にイギリス軍政府の通達が出された<sup>12)</sup>。ここで注目される点は、労働組合がドイツ経済、ドイツ国民の民主主義教育、非ナチ化に積極的に関与するように求められていたことである。つまり、イギリス軍政府は組合に対して、労働条件等の経済的な問題にとどまらない役割を担わせようとしたのである。この通達は組合結成を認めており、労働者たちに大きな希望を与えた。さらに、8月30日付の通達は第1項で「ドイツ国民自身が労働組合の形態を決定するように軍政府は望む」と述べていた<sup>13)</sup>。しかし、民主的に選ばれる労働組合のみを認めると述べたあとで、最後の第15項はいう。「軍政府は1つの安定し、被用者を代表する労働組合運動を望む。それは暗闇の中では行われ得ない。ドイツ国民は独自の利害において、労働組合のための安定した土台を創造

---

労働政策の生成」労働運動史研究会編集『占領下労働運動の分析』労働旬報社、昭和48年。81～90ページ)は、「ドイツ侵入直後にみられるような混乱期には、労働組合は社会の進歩的・安定の勢力を盛り返す起死回生の要訣となるであろう。彼らは国民の中で、他のどの団体よりも強い反ナチの伝統をもっている。彼らは過去において、民主的に組織された諸制度に慣れている。」と述べている。

11) このプランについては、Steininger, a. a. O., S. 48 を見よ。

12) この通達の全文は、90 Jahre . . . . S. 343f に英語とドイツ語の両方、さらに *Die Gewerkschaftsbewegung in der britischen Besatzungszone, Geschäftsbericht des Deutschen Gewerkschafts-Bundes (britischen Besatzungszone) 1947-1949*, Köln, o. J. (以下 GBZ と略す)。S. 12 f にドイツ語で掲載されている。

13) この通達のドイツ語版は GBZ, S. 14 f に掲載されている。なお、Steininger, a. a. O., S. 67 によれば、この通達は9月10日に公表された。

すべきである。それは時間をかけて健全に設立すべきである」と。この「時間をかけて健全に」ということばが、イギリス占領地区内の各管区でさまざまに解釈されたこともあって、労働組合の展開は不均等なものになっていった。つまり、ハムブルクやニーダーザクセンでは急速に組合結成がなされたのに対し、ノルトラインやヴェストファーレンではその展開は著しく抑制されたままであった。

軍政府のなかで組合運動に大きな影響力を有していたのが「労使関係将校」と呼ばれる人びとである。彼らのうちで特に重要な人物は、ノルトライン担当のケニー (Francis Kenny) とニーダーザクセン担当のブラーマル (Aschly Bramall) であろう。ブラーマルは他の多くの保守的な将校たちとちがって組合運動を精力的に支援しつづけ、他方ケニーは労働組合政策の中心となる労使関係指令第16号<sup>14)</sup>の作成を担ったのである。この指令は3段階計画を詳細に規定していた。第1段階では、組合を結成しようとする人びとが軍政府の質問表に答え、軍政府の許可を得れば結成大会を開き得るが、組合員の募集、組合費の徴収、事務所の借受けは認められない。これらが可能になるのは軍政府が第2段階への移行を許可した場合である。この段階でも集会、宣伝活動は軍政府の事前の許可を要する。そして、第3段階ではじめて、地区レベルを越えた自由な労働組合活動が許される。この指令は労働組合活動を抑制するのにきわめて有効であり、実際イギリス軍政府はこの指令を用いて組合政策を進めていくのである。

次に、ソ連の占領政策はどのようなものであったのか。それは2つの要求に還元できよう。十分な賠償の確保と軍事的な安全確保である。ところがこの2つの要求にはある種の緊張関係が見られた。つまり、きびしい賠償の取り立ては親ソ的な労働者運動の指導下に「平和で民主的な」ドイツを作るという考えを危くする虞があったのである。しかし、そのさいソ連はドイツ共産党の亡命指

14) この指令は GBZ, S. 15~22 に掲載されている。なお、3段階計画については花見前掲書 280 ページ注10も参照のこと。

導部とりわけウルブリヒト (Walter Ulbricht) グループを利用することができた。ともあれ、ソ連占領地域<sup>5)</sup>ではすでに1945年6月10日に反ファシズム政党と労働組合の結成とが許可され、6月17日にはベルリン地区自由ドイツ労働組合同盟 (Freier Deutscher Gewerkschaftsbund, FDGB) が共産主義者を中心とし、社会民主主義者らとの協力のもとに結成された。

占領政策の準備が最も遅れていたのはフランスである。1944年夏までフランスはドイツに事実上占領されており、フランスが独自の占領地区を持つことが決定されたのは45年6月のベルリン宣言においてであった。フランスは、ソ連以上に二度とドイツが侵略し得ないように、ドイツを徹底的に弱体化しようとした。したがって、フランスは労働組合も分権化しようとし、これに関する行政命令第6号を45年9月10日に出した。それによれば、同一の組合に所属できるのは同じ職業または類似した職業を有する人びとに限定されていた。だから、「類似した職業」という概念を広く解釈することで産業別組合の結成までは可能であったとはいえ、集権的な統一組合は決して認められなかった<sup>15)</sup>。これらの個別組合の州レベルでの合同をフランス軍政府が許可するのはようやく46年4月12日のことであったが、ここでも軍政府は地区レベルの職業別、産業別組合を自律的な基本組織にしようとしたので、州レベルの労働組合同盟は同盟組織たる州レベル職業別、産業別組合の連合組織にとどまらざるを得なかった。

以上概観したように、労働組合の再建に積極的なのは西側占領国の中ではイギリスであり、次いでアメリカであった。フランスは自国の脅威になり得るあらゆる組織に反対していた。他方、ソ連はドイツ共産党亡命指導部との協調のもとにウルブリヒトに組合再建のイニシアティブをとらせようとしていた。このような占領国の組合政策に対して、ドイツの労働者たちはいかなる運動を展開していったのか。これが次の課題である。

15) Kolb, a. a. O., S. 76 f および Ross, a. a. O., S. 162 f.



## II 占領初期における労働組合運動

すでにナチ・レジームのもとで、非合法抵抗グループや亡命組合員グループの間では、ナチ・レジーム崩壊後に新しく作る労働組合についてのプランが練られていた。そして、ヴァイマル共和制下の政党の群立や政治潮流のちがいによる労働組合の分裂によって、ヒトラーの権力掌握を有効に阻止できなかったことに対する反省と民主的なドイツ建設のために勢力を結集する必要とから、ほとんどすべてのグループのプランは広義の統一組合を結成することで一致していた。ただ、勢力結集のためにドイツ労働戦線 (Deutsche Arbeitsfront, DAF) を編成替えするのかどうか、組合員加入を強制にするのか任意にするのか、そして集権的統一組合を目指すのかどうかをめぐる意見の相違が見られたのである。ここでは地域を西側占領地域に限定し、その組合活動を地方ごとに追ってみよう。

ドイツ国内で最初の組合活動が行われたのはアーヘンである。アメリカ軍によるアーヘン制圧直後の1944年10月に、3名のかつての組合員が組合結成の許可を得ようとアメリカ軍に出向いた。この時には占領軍はこの請願を退けたとはいえ、すでに45年2月に、組合結成へ向けた会合を開くことを許可した。さらに3月には占領軍は労働組合の結成を許可し、すぐに行われた結成集会で、自由ドイツ労働組合同盟 (FDGB) が設立された。FDGB はナチ・レジーム崩壊後に生まれた最初の労働組合であった。それは政党政治的中立を守り、すべての労働者、職員、官吏を組織する中央組織を目指していた。ただこの組織が狭義の統一組合を志向していたかどうかは必ずしも明らかではない<sup>16)</sup>。ところで、ここでの決議いわゆる「アーヘンの13項目」<sup>17)</sup>は放送を通じて、アーヘンでの組合結成の事実とともに各地域に伝えられたので、多くの地域でアーヘン

16) Ross, *a. a. O.*, S. 168 は産業別組合原則を基礎とした統一組合だと主張しているが, Klein, *a. a. O.*, S. 167 f は狭義の統一組合だったと述べている。

17) Klein, *a. a. O.*, S. 166 f に掲載されている。

をモデルとした労働結成しようとする動きが高まった<sup>18)</sup>。この意味で、アーヘンはドイツ労働組合運動にとって一つの重要な役割を演じたと言えよう。

しかし、アメリカは労働組合結成の認可をアーヘン以外の地域では与えなかった。たとえば、ケルンではアメリカ軍が引き揚げるまで組合結成はおこなえず、占領直後に成立した事業所委員会や組合結成のための会合は非合法とみなされていた。アイゼンハワーが44年12月に行った声明は反故にされたのである。

ケルンの中心人物はベックラー (Hans Böckler) である<sup>19)</sup>。彼は強力な労働組合の統一組織をできるだけ早く作るために、組合員たちによる DAF の編成替えを主張し、組合員の強制加入制を伴う集権的な統一組合を追求していた。彼は「民主主義」をどのように捉えていただろうか。それは次のようなものであったと推測される<sup>20)</sup>。敗戦後ドイツの混沌とした状況のなかで民主的なドイツを再建するためには、何よりもまず民主的な勢力の結集が必要であり、なかでも労働組合は経済分野での共同決定にとどまらず、産業の社会化や経済の計画化などの課題を果たす主な担い手とならねばならない。そのためには集権的な労働組合形態による組合員の力の結集こそが真の民主主義の実現を保証する。

さて、ケルンの指導的な組合員たちは45年3月27日に非合法に集まり、暫定的な組織委員会として「7人委員会」を設立する。その内訳はベックラーを含む社会民主主義者4名、かつてのキリスト教系労働組合員2名、共産主義者1名であり<sup>21)</sup>、このなかでベックラーとならんで重要な役割を果たしたのがハンゼ

18) 他地域への影響については、Hartmut Pietsch, *Militärregierung, Bürokratie und Sozialisierung. Zur Entwicklung des Politische Systems in den Städten des Ruhrgebiets 1945 bis 1948*, Duisburg 1978. S. 78 f, S. 87; Anne Weiß-Hartmann, *Der Freie Gewerkschaftsbund Hessen 1945-1949*, Marburg 1977. S. 75 f を参照せよ。

19) ベックラーは1875年生まれで、当時すでに70歳であり、すでにヴァイマル期に ADGB 幹部であった。また28年からは帝国議会の SPD 所属議員であった。ベックラーの経歴については詳しくは、Ulrich Borsdorf, Hans Böckler—Repräsentant eines Jahrhunderts gewerkschaftlicher Politik, in: *Vom Sozialistengesetz zur Mitbestimmung. Zum 100. Geburtstag von Hans Böckler*, hrsg. v. Heinz Oskar Vetter, Köln 1975 S. 15~60 を参照せよ。

20) *ebenda*, S. 50 f; *Grundlagen der Einheitsgewerkschaft*, S. 270~273 を参照せよ。

21) この内訳および人名については、Franz Hartmann, *Geschichte der Gewerkschaftsbewegung nach 1945 in Niedersachsen*, Hannover 1972, S. 64 を見よ。

ン (Werner Hansen)<sup>22)</sup>である。彼はイギリス亡命グループに属しており、アメリカ軍とともにケルンに来て、ただちにベックラーと連絡をとった。ハンゼンはベックラーがもし強制組合員加入制を含む DAF の編成替えという考えを占領軍に示せば、占領軍はベックラー自身を排除するであろうと強い調子で警告した。ベックラーはこの警告を受け入れ、強制組合員加入制を断念した。ベックラーはハンゼンと協力して45年5月に一つの草案を起草する。これについての説明のなかで彼は述べている。「同盟は上部組織としてではなく、唯一の統一組合として労働者、職員、官吏を糾合した17の産業別ないし職業別グループを厳格な中央に包括すべきである」と<sup>23)</sup>。この考えに基づいて7人委員会は6月5日にアメリカ軍と協議したが成果はなかった。なぜなら、アメリカ軍は地区レベルでの完全に自律的な産業別組合を要求していたからである。しかし、ベックラーらは自分たちの考えを押し通すために9月にラインの諸都市から代表的な組合員を集めて会談を行い、この考えを確認させた<sup>24)</sup>。この間にケルンを含むノルトラインはイギリス占領地区となり、アメリカにかわってイギリス軍政府が交渉相手となるが、イギリス軍政府もベックラーのプランを認めるつもりはなかった。

ルール工業地帯での労働組合活動の展開は多様だった<sup>25)</sup>。たとえば、ボーンムやドゥイスブルクなどでは集権的な統一組合結成への動きがあったが、エッ

22) Klein, a. a. O., S. 169によれば、ハンゼンの本名はハイドルン (Wilhelm Heidorn) であるが、彼は亡命者であったために、ドイツの組合員たちに占領国の派遣者だと疑われることをおそれて改名したという。ドイツに戻った多くの亡命者たちは彼と同じように改名していたと思われる。なお、彼は組合指導者としては例外的に若く1905年生まれである。

23) Grundlagen der Einheitsgewerkschaft, S. 270~273を見よ。

24) GBZ, S. 658; Theo Pirker, *Die blinde Macht. Die Gewerkschaftsbewegung in der Bundesrepublik*, 2Bde. Teil 1. München 1960, S. 40を見よ。ここで彼らはイギリス軍政府に対して次のように宣言した。「あなたがたが企図している地区、地理的レベルでの完全に自律的な産業別組合は、一つの強力な統一的な労働組合運動の建設にとって不適當な展開に至るであろう」と。なお、Ulrich Borsdorf, *Der Weg zur Einheitsgewerkschaft*, S. 406. in: J. Reuleck (Hrsg.) *Arbeiterbewegung an Rhein und Ruhr*, Wuppertal 1974, S. 383-413 および Steininger, a. a. O., S. 69によれば、ベックラーは軍政府に対して、もしすぐに労働組合の設立を認めないならば、急進化する労働者の運動を制止する責任を負いきれないと述べて軍政府を威嚇している。

25) ルール工業地帯での組合活動については、主に Pietsch, a. a. O. の S. 79~105 に依拠した。

センでは社会民主主義者と共産主義者との対立が見られ、さしあたって統一組合への動きはなかった。また、ルールでは事業所レベルの活動が盛んであったが、それだけに占領軍の抑圧政策も厳しかった。たとえば、事業所委員会や経営評議会のような自発的な組織が事業所を越えて活動することや6名以上が集まることも当初から禁止されていた。

こうしたなかでルール工業地帯の労働組合活動として有名なのが鉱山労働者の動きである。すでに45年4月15日にポットロップ、グラットベック、ブーア、レクリングハウゼンから集まった鉱山労働者たちは会議を開いて、産業別組合を基礎とする統一組合への支持を表明するとともに指導機関として「自由ドイツ労働組合同盟＝鉱山業グループ」を設立した<sup>26)</sup>。さらに、4月29日には56の立て坑といくつかの他の事業所から360名の代表が集まって会議を行っている。しかし、占領軍はこれらの集会を直ちに禁止し、それ以上の活動は不可能になってしまうのである<sup>27)</sup>。

当初アメリカ軍が占領し、後にイギリス占領地区となったうちで一つの中心をなすのは、ハノーファーにおけるカール (Albin Karl) を中心とするグループの動きである<sup>28)</sup>。45年4月にアメリカ軍はハノーファーを制圧し、その直後に非合法下で抵抗活動を行っていたカールを含む3名<sup>29)</sup>がアメリカ軍と接触を図った。アメリカ軍はカールらを歓迎し、市長と警察署長を抵抗グループのなから任命した。そして、カール自身は占領軍当局を補佐する再建委員会の議長となる。この委員会には社会民主主義者とならんで、共産主義者やかつてのキリスト教労働組合員らも加わっており3者の協力が見られた。

再建委員会はまず事業所レベルで組織化に着手し、約120の事業所で代表を選出させたのち、10名からなる労働組合委員会を設けた。そして、この労働

26) *Ebenda*, S. 83. この機関は4名の共産主義者と1名の社会民主主義者から構成されており、ここでの共産主義者の優位は明らかである。

27) *Ebenda*, S. 83; Borsdorf, *Der Weg zur Einheitsgewerkschaft* S. 401 ff.

28) ハノーファーにおける労働組合運動については、主に *Hartmann, a. a. O.*, S. 7~26 に依拠した。

29) カールを中心とするハノーファーでの非合法下抵抗活動については、*Klein, a. a. O.*, S. 63。

組合委員会が労働組合結成に関する方針をまとめるが、そのなかでは「一般組合」(Allgemeine Gewerkschaft)と呼ばれる狭義の統一組合が要求されていた。

5月はじめ、3名の代表者カール、ベッカー(Louis Böcker?)<sup>30)</sup>、ベーアマン(Hermann Beermann)がこの方針をもって、暫定執行部として認可を得ようとイギリス軍<sup>31)</sup>の当局者のところへ出向いた。これに対し、軍当局はその認可を与えるとともに集会を許可した。5月24日の集会には約400名の職場代表が集まり、これがハノーファー一般組合の結成集会となった。

ここでも統一組合が結成された。それは上部組織ではなく、すべての労働者、職員、官吏を包括する唯一の組織であり、そのなかで組合員は産業別ないし職業別グループに分けられていた。また、組合員の加入は任意であり、国家、市町村、商工業などの機構への労働組合の介入も要求されていた。

しかし、このような急速な展開も占領国にとって、準備段階として許可されたものであり、組合員を募集し組合費を徴収できる本来の労働組合を設立するまでには、軍政府との絶え間ない交渉を必要としていた。そして、それがかなえられるのは、ようやく45年11月7日のことであった。

ヘッセンとバイエルンは一貫してアメリカ占領下にあった。まず、ヘッセンについて見てみよう<sup>32)</sup>。

この中心は言うまでもなく、フランクフルト・アム・マインで、ヘッセン州の全組合員のはば4分の1を占めていた。フランクフルトで指導的な役割を演じたのは、占参の自由労働組合員・リヒター(Willi Richter)である<sup>33)</sup>。彼はアメリカ軍による占領直後に、17～8名の同僚たちと労働組合委員会を作っ

30) Hartmann, *a. a. O.*, S. 25 による。ところが Klein, *a. a. O.*, S. 172 f によれば, Louis Böcker ではなく Ludwig Böker となっている。

31) この間にハノーファーはすでにイギリス占領下にあった。

32) ヘッセン州の労働組合活動については, Anne Weiß-Hartmann, *a. a. O.*, S. 40～111 に主として依拠した。

33) 彼の経歴についてはさし当り, Kolb, *a. a. O.*, S. 145 Anm. 15; Schmidt, *a. a. O.*, S. 50 を、また彼の思想については Weiß-Hartmann, *a. a. O.*, S. 103 ff を参照せよ。

た。この委員会のなかではかつての3大傾向組合の組合員たちが協同作業を行っていたが、共産主義者は排除されていた。

労働組合委員会は、45年4月12日に軍当局に労働組合結成の申請を出す。軍当局はこれを公式には受け入れなかったが、委員会の活動を黙認していた。なお、この時点ではまだどのような労働組合を結成するかについて、はっきりしていなかった。ここで注目すべきことは軍当局の態度である<sup>34)</sup>。というのは、当局は同委員会に対し、共産主義者が排除されていることを戒め、3名の共産主義者を含む形で反ファシズム委員会を結成するように要求したのである。

リヒターらは5月に1つのプログラムを作成した。それによれば、産業別組合を基礎とする上部組織としての統一組合が目指されており、名称はここでもFDGBであった。これに対し、軍政府は7月19日付の書簡のなかで、FDGBの名称を使うこと、および、リヒターがその議長だと主張するのを禁止している。しかし、軍政府は8月7日のアイゼンハワー声明に基づいて、8月末には事業所レベルの組合組織を、さらに11月15日には都市レベルの14の産業別組合と1つの労働組合同盟の結成を認可した。その結果、12月14日にフランクフルトFDGBが正式に結成された。

これに対して、ヘッセンの他地域では集権的な統一組合が形成されてゆく<sup>35)</sup>。ヴィースバーデンでは事業所を土台とした集権的統一組合が、カッセルやダルムシュタットやハーナウでも集権的統一組合が志向された。地区の軍政府当局は、この形態の組合の認可を——いずれにせよ市または郡レベルに限定していたが——ヴィースバーデンでは45年末に、カッセルでは45年9月1日に、ハーナウでも9月1日にそれぞれ与えたのに対し、ダルムシュタットにおいては、

34) Klein, a. a. O., S. 182 f.

35) Weiß-Hartmann, a. a. O., S. 48-75 および S. 82; Kolb, a. a. O., S. 55-58; Ross, a. a. O., S. 180 ff を参照のこと。Klein, a. a. O., S. 184 f, 189 は、ヘッセン全体の動きをフランクフルトの事例でのみ理解しているために、集権的統一組合の存在が明らかにされていない。これに関して、Mielke, a. a. O., S. 194 ff は前者 (Weiß-Hartmann, Kolb, Ross) も後者 (Klein) も誤りであって、確かにフランクフルト以外の地域では集権的統一組合への動きが強かったけれども、鉄道や郵便の分野を中心に産業別組合結成の動きも決して無視できないとしている。

9月18日にいったん許可を与えたにもかかわらず、11月1日にそれを撤回し、結局集権的統一組合を認めず、専門別の労働組合のみを許可したのである。

このように同じ集権的な労働組合が志向されたにもかかわらず、好意的に認可された地区——たとえばハーナウ<sup>36)</sup>——もあれば最後まで認可されなかった地区もあったという事実を考慮するならば、少なくともヘッセンの当初の展開においては必ずしも組織形態のちがいによって認可が左右されたとは言えず、むしろ軍政府内の各地区の担当者の考えによって認可が左右されたと言い得るだろう。

次にバイエルンを見てみよう。ここで重要なのはニュルンベルクとミュンヘンである。ニュルンベルクのアピール<sup>37)</sup>によれば、下部グループに区分される一般ドイツ労働組合同盟(A. D. G. B.)が目指され、組合内の下部グループは労働者、職員、官吏の利益を図らねばならなかった。また、そのアピールは政党政治的中立と宗教に対する不干渉を掲げ、純粹の経済団体たることを宣言していた<sup>38)</sup>。他方、ミュンヘンでは産業別組合を基本とした上部団体としての統一組織が志向された。ここでは組合員たちは軍政府の指示通りに労働組合の設立を進めた。それにもかかわらず、アメリカ軍政府は地区レヴェルの組合設立の認可を非常に遅らせた。そして、許可を与えたのは実に45年12月5日のことであった<sup>39)</sup>。

後のイギリス占領地区のうちで、ケルン、ハノーファーと並んで労働組合活動の一つの中心を形成するのはハムブルクである<sup>40)</sup>。ここはハノーファーと同

36) Weiß-Hartmann, a. a. O., S. 69-75.

37) このアピールは、90 Jahre Industriegewerkschaft . . . . , S. 346 に複製されている。

38) Ross, a. a. O., S. 183 f も参照せよ。Klein, a. a. O., S. 189 では、ニュルンベルクの労働組合は上部組織としての統一組合であったという主張がなされている。

39) バイエルンの組合活動については、Mielke, a. a. O., S. 191 ff も参照せよ。それによれば、バイエルンでは集権的統一組合と上部組織としての統一組合とが組合員数に関しては拮抗しており、組合数では前者の方が後者よりもかなり多いことから、前者が総じて小規模だったと言えよう。

40) ハムブルクは当初からイギリス軍が占領し、一貫してイギリス軍政下にあった。ここでの組合活動については、Holger Christier, Sozialdemokratie und Kommunismus. Die Politik der SPD und der KPD in Hamburg 1946-1949, Hamburg 1975. S. 59-78; Klein, a. a. O., S. 193-199; Ross, a. a. O., S. 175-179 に主に依拠した。

様に非合法抵抗グループが比較的良好に生き残っており、占領後すぐに政治活動を始めようとした。しかし、イギリス軍は政治活動をまだ認めておらず、労働組合活動だけを許していた。そのために労働組合結成の準備が急速に進み、占領から8日後の45年5月11日には「社会主義自由労働組合」(Sozialistische Freie Gewerkschaft, SFG)の結成集会が行われている。この集会で、36名からなる実行委員会と5名からなる暫定執行部の選出、11の産業別グループの形成がなされた。また実行委員会と執行部が各産業別グループの指導を行うものとした。このような集権的組織にイギリスは決して好意を持っていたわけではないが、さし当って妨害はまったく行わなかった。

SFGの問題はむしろ内部にあった。つまり実行委員会の過半数は古参の組合役員が占めており、労働条件の改善を目標としていたのに対し、暫定執行部はもっぱら若手の活動家が占めていて、組合活動よりもむしろ政治活動に強い関心を抱いていたのである<sup>41)</sup>。暫定執行部は、軍政府に対してSFGが労働局を直ちに担当することやハムブルク管理委員会へ代表を派遣することなどを要求したり、軍政府の任命した管理委員会の人事に抗議するなど急進的な動きを見せつつあった。このような動きを危険視した軍政府は、SFGを非難するとともに、古参の組合員グループとの接触を図るようになる。

古参の組合員グループのなかで大きな役割を果たしたのが、シュプリート(Franz Spliedt)<sup>42)</sup>である。彼は当初SFGに入っていなかったが、6月1日の実行委員会で暫定執行部に1名の共産主義者とともに新たに加わることになった。彼はSFGの政治活動をきびしく非難し、集権的組織の改変を志向していた。というのは、彼が集権的統一組合の持つ権力集中に強い不安を抱いてお

41) Christier, a. a. O., S. 63 f.によれば、実行委員会の構成は社会民主党(SPD)系20名強、共産党(KPD)系7名、国際社会主義闘争同盟(ISK)系2名、社会主義労働者党(SAP)系1名であったのに対し、暫定執行部はSPD系2名、KPD系2名、ISK系1名からなっていた。

42) 彼は1933年4月の3大傾向組合合同へ向けたトップ会談にも出席しており、ヴァイマル末期にはすでに指導的な地位にあった。なお、このトップ会談については、Beier, a. a. O., S. 230-237; 同じ著者のZur Entstehung des Führerkreises der vereinigten Gewerkschaften Ende April 1933. in: AfS XV, 1975 S. 365-392; 花見前掲書262ページを見よ。



り、そのなかに共産主義への危険を感じていたからである。そして、彼の理解によればこれこそ民主主義を危うくするものであった<sup>43)</sup>。それはベックラーらが共産主義者との協力とのなかに、また集権的な労働組合のなかに民主的なドイツの再建を見ていたのと好対照をなすものと言える。

いまや執行部は軍政府のみならず、内部からも非難されることとなり、やむなく6月12日に産業別組合の結成と政治活動の中止、名称の「ハムブルク労働組合同盟」への変更<sup>44)</sup>などを決議した。しかし時すでに遅く、軍政府はSFGの解体を要求し、6月20日には「SFGの政治活動は組合員の真の利益に沿わないというのがすべての真の組合指導者の考えである。組合内での政治活動や政治目標の設定は軍政府の指図と一致しない。それが続くならば組合運動にとってきびしい後退が起こるだろう」という決議で、SFGは解散しなければならなかった。

その後、軍政府は8月6日に新たに労働組合の結成許可を出し、8月18日にハムブルク労働組合の発足声明がなされた。この声明を出したハムブルク自由労働組合管理委員会の議長はシュプリートであり、執行部も古参組合員が占めていた。そしてこの委員会は12の労働組合と1つの職員組合の結成を手助けし、これらの組合が認可を得たのち、上部組織たるハムブルク自由労働組合が成立した。

最後にヴェルテムベルクを見ることにしよう<sup>45)</sup>。中心は言うまでもなくシュトットガルトである。ここではフランス軍の占領直後に、かつての自由労働組合系組合員を中心とし、キリスト教系組合員も参加して、「シュトットガルト労働組合」の設立が企図される。彼らは5月2日にフランス軍当局と会見することができたが、軍当局は組合結成の許可を与えず、集会や出版活動をきびし

43) 彼の民主主義理解については Kolb, a. a. O., S. 37.

44) つまり、「社会主義」という用語の削除。

45) 以下の叙述は、主に Christfried Seifert, *Entstehung und Entwicklung des Gewerkschaftsbundes Württemberg-Baden bis zur Gründung des DGB 1945 bis 1949*. Marburg, 1980 に依拠し、ほかに Kolb, a. a. O., S. 59-67; Klein, a. a. O., S. 203-209; Mielke, a. a. O., S. 193 f 等を参考にした。

く禁止していた。ところが、軍当局は5月8日に州労働局設立に協力するように、組合運動の中心人物・シュライヒャー (Markus Schleicher) に要請した。彼は協力の条件として労働組合の承認を求め、軍政府に了承された。これに基づいて、彼らは5月11日にヴェルテムベルク労働組合同盟 (Württembergischer Gewerkschaftsbund, WüGB) という名称の委員会を結成する。しかし、軍政府は WüGB を軍政府の単なる諮問機関としか考えておらず、その組合活動を認めようとはしなかった。

組織プランについて言うと、当初、職業別に編成される広義の統一組合が志向され、多数派は DAF の編成替え、つまり、強制組合員加入制と組合費の天引きを支持していたらしい。しかし、それに反対する意見も強く容易に決着をみなかった。

シュライヒャーを中心とする主流派は、労使協調的イデオロギーを持っており、組合活動を経済領域に限定することを表明していたにもかかわらず、フランス軍当局はこれに一切応じなかった。

シュトゥットガルトは5月末ごろからアメリカ軍支配下となる。アメリカ軍当局は WüGB に対し、公証人による議事録の作成、幹部会の公正な選挙などを要求した。WüGB はこれに従って5月31日に結成大会を開いたが、軍政府は WüGB を公式に認めるかどうかについて、はっきりとは言明しなかった。

アメリカ軍当局内で意見が別れていたのである。つまり、WüGB が事業所レベルから成立したものではないという理由でその解体を主張する部分と、かつての指導的組合員が率いているのだから暫定組織としてそれを存続させた方がよいとする部分とが対立していたのである<sup>46)</sup>。しかし、結局後者の意見が通り、WüGB の存続が許された。

組織プランをめぐる WüGB 内の論争に一応の決着がついたのは8月のことであった。その施行規定によれば、労働者は10の産業別グループと2つの職業別グループで、職員は6つの職業別グループで編成されており、官吏について

46) Seifert, a. a. O., S. 55-57; Mielke, a. a. O., S. 187-202.

はまだ決定していなかった。また、軍政府の要求に対応して、会計と組合費決定権の地区組合への帰属および任意組合員加入制が表明されていた。この施行規定によって、WüGBは軍政府の認可を8月30日に得た。いまやWüGBは他地区の組合へ加入勧誘ができるようになり、9月中に12の地区組合がWüGBに相次いで加入し、組合員数は約6万人に達した。

ここで成立したWüGBは、職員のみを組織を認めていたとはいえ、同盟指導部の強力な権限を認めていた。つまり、それは集権的な統一組合であった。

### お わ り に

第二次世界大戦直後の西ドイツ各地域で、活発な労働組合活動が行われた。西側占領国は労働組合の政治活動をきびしく禁止したのみならず、当初一部の地域で志向されたDAFの編成替え、つまり強制組合員加入制と組合費の天引きというプランを、非ナチ化の観点からまったく認めなかった。このプランは組合指導部のなかでも反対する者が多くすぐに放棄され、組合結成の争点は集権の統一組合か上部組織としての統一組合かということに移っていった。

また、注目すべき点として、各地域で組合活動を指導した者の多くが古参組合役員だったということがあげられよう。1945年当時でベックラー70歳、シュライヒャー61歳、シュプリートはADGB幹部であった。これについては2つの理由が考えられる<sup>47)</sup>。第1に、ヴァイマル期ならびに非合法下での活動による経験とそれに対する信頼である。古参の組合指導者はヴァイマル期すでに実績を持っており、ナチ・レジームに対する一貫した抵抗者であった。それゆえ、組合活動の初発の時点で、労働者たちは彼らが重要な地位に就くことを当然のことと見なしていたし、占領軍にとっても正体の明らかでない若手の人びとよりも彼らの方に信頼を置くことができただろう。第2に、事業所からの急進的な運動が1918年の時ほど盛り上がらなかったことがあげられる。それには3つの理由がある。1)1918年とちがって、支配者としての占領軍が政治活動を厳し

47) Schmidt, a. a. O., S. 48-52 の指摘を見よ。

く取り締まり騒乱が起きないように統制し得たこと。2)自然発生的に成立した経営評議会が労働者にとって最も緊急の課題——食糧の供給、生産の再開など——に勢力を注がざるを得なかったこと。3)指導的な組合役員が経営評議会をコントロールする伝統を有していたこと、以上である。

最後に、大戦直後の組合運動を要約すれば、次のことが確認される。1)広義の統一組合を結成することではほとんどすべての地域で一致していたこと。2)組織形態をめぐる争点の中心は集権的統一組合か上部組織としての統一組合かという点にあり、総じて言えば前者が優勢であったこと。3)それを指導したのが古参の組合役員であったことである。

初発における労働組合運動がいかなる展開をして、西ドイツ労働組合が成立していくのか。それは次の課題である。

(1982年7月2日稿)